

神奈川県慢性腎臓病（CKD）診療連携構築協議会設置要綱

（趣旨）

第1条 慢性腎臓病（CKD：Chronic Kidney Disease）について、診療連携体制を構築することを目的として、神奈川県慢性腎臓病（CKD）診療連携構築協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 協議会は、CKDの診療連携体制について協議する。

（委員）

第3条 協議会の委員は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課長が選任する。

2 委員の任期は、がん・疾病対策課長が別に定める。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長及び副会長各1名を置く。

2 会長は、委員の互選により選任し、副会長は、会長の指名した者をもって充てる。

3 会長は、会務を総理し、副会長は、会長を補佐する。

4 会長に事故あるときは、副会長が職務を代理する。

（会議）

第5条 協議会の会議は、会長が必要と認める時に召集し、その議長となる。

2 会長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

（庶務）

第6条 協議会の庶務は、神奈川県健康医療局保健医療部がん・疾病対策課において処理する。

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営とその他協議会に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、令和元年11月25日から施行する。

2 この要綱の施行後、最初の協議会の招集は、がん・疾病対策課長が行う。